

報告第30号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第19号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年7月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和4年11月10日 午後5時30分頃

2 事故発生の場所

つくば市花室696番4付近

3 相手方

(1) 住所 つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

相手方が、上記場所を自転車で走行していたところ、高さ約84cm、幅約80cmの水路を歩道と見誤って進入して転落し、下顎骨骨折及び口唇裂傷の怪我をしたものの

5 損害賠償額

金371,954円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、損害賠償額のうち金75,844円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。